

国立大学法人奈良教育大学安全衛生管理規則

平成16年4月1日
制 定

改正 平成18年 6月22日規則第69号
改正 平成23年 3月24日規則第22号
改正 平成24年 2月22日規則第17号
改正 平成26年 3月19日規則第9号
改正 平成27年 7月29日規則第39号
改正 平成28年 2月26日規則第8号
改正 平成29年 3月24日規則第11号

- 第1章 総則（第1条～第6条）
- 第2章 安全衛生管理体制（第7条～第15条）
- 第3章 健康管理（第16条～第26条）
- 第4章 安全管理（第27条～第34条）
- 第5章 女性教職員の健康と福祉（第35条～第39条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、国立大学法人奈良教育大学教職員就業規則（平成16年奈良教育大学規則第43号。以下「就業規則」という。）第47条第3項の規定に基づき、国立大学法人奈良教育大学（以下「本学」という。）に勤務する教職員の安全と健康の確保に関し、必要な事項を定める。

（法令との関係）

第2条 本学における教職員の安全と健康の確保に関する必要な事項は、この規則に定めのある場合のほか、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）及びその他の関係法令の定めるところによる。

（適用範囲）

第3条 この規則は、本学に常時勤務する者及び期間を定めて雇用する者（以下「教職員」という。）に適用する。

（学長の責務）

第4条 学長は、法令及びこの規則に定める労働災害防止のための基準を守るとともに、

快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて、職場における教職員の健康の保持増進及び安全の確保に必要な措置を講じなければならない。

(教職員の協力義務)

第5条 教職員は、学長その他の関係者が法令及びこの規則に基づいて講ずる健康の保持増進及び安全の確保のための措置に協力しなければならない。

(安全及び衛生に関する遵守事項)

第6条 教職員は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 職場全体の安全及び衛生について学長の指示に従い、実行すること。
- 二 常に職場の整理、整頓、清潔に努め、災害防止と衛生の向上に努めること。
- 三 安全衛生装置、消火設備、衛生設備、その他危険防止等のための諸施設を勝手に動かしたり、許可なく当該地域に立ち入らないこと。

第2章 安全衛生管理体制

(学長)

第7条 学長は、教職員の安全衛生及び健康管理を行うための組織として、別図に定める安全衛生管理体制を整備し、これを運営する。

(総括安全衛生管理責任者)

第8条 本学に、総括安全衛生管理責任者を置き、労務を担当する理事をもって充てる。

- 2 総括安全衛生管理責任者は、衛生管理責任者、安全管理責任者、衛生管理者及び安全衛生推進者を指揮し、次に掲げる業務を統括管理する。
 - 一 教職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
 - 二 教職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
 - 三 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
 - 四 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
 - 五 その他教職員の労働災害を防止するため必要な業務に関すること。
- 3 学長は、総括安全衛生管理責任者が病気、事故その他の事由により職務を遂行できない場合は、その職務を遅滞なく遂行するため、総括安全衛生管理責任者代理者を指名する。

(安全管理責任者及び安全管理担当者、衛生管理責任者及び衛生管理担当者)

第9条 別表第1-1に掲げる組織区分ごとに安全管理責任者及び安全管理担当者を置き、それぞれ同表に定める者をもって充てる。

- 2 安全管理責任者は、総括安全衛生管理責任者の指揮に従い、第8条第2項各号に定める業務のうち当該組織の安全に関する業務を統括する。
- 3 安全管理担当者は、安全管理責任者の指揮に従い、第8条第2項各号に定める業務の

うち当該組織の安全に関する業務を行う。

- 4 別表第1-2に掲げる組織区分ごとに衛生管理責任者及び衛生管理担当者を置き、それぞれ同表に定める者をもって充てる。
- 5 衛生管理責任者は、総括安全衛生管理責任者の指揮に従い、第8条第2項各号に定める業務のうち当該組織の衛生に関する業務を統括する。
- 6 衛生管理担当者は、衛生管理責任者の指揮に従い、第8条第2項各号に定める業務のうち当該組織の衛生に関する業務を行う。

(衛生管理者)

第10条 本学に、安衛法第12条の規定により、衛生管理者を置く。

- 2 衛生管理者は、法令に定める資格を有する教職員のうちから学長が指名する。
- 3 前項の指名及び指名の解除は、別紙様式第1による文書をもって行うものとする。
- 4 衛生管理者は、総括安全衛生管理責任者の指揮に従い、第8条第2項各号の業務のうち衛生に係る技術的事項を管理する。

(安全衛生推進者)

第11条 奈良教育大学附属中学校に、安衛法第12条の2の規定により、安全衛生推進者を置く。

- 2 安全衛生推進者は、学長が指名する者をもって充てる。
- 3 前項の指名及び指名の解除は、前条第3項の規定を準用する。
- 4 安全衛生推進者は、総括安全衛生管理責任者の指揮に従い、第8条第2項各号の定める安全衛生に係る業務を行う。

(産業医)

第12条 本学に、安衛法第13条の規定により、産業医を置く。

- 2 学長は、法令で定める要件を備えた医師である者を産業医として委嘱する。
- 3 前項の委嘱及び委嘱の解除は、第10条第3項の規定を準用する。
- 4 産業医の職務は、次の各号に掲げる事項で医学に関する専門的知識を必要とするものとする。
 - 一 健康診断の実施及びその結果に基づく教職員の健康を保持するための措置に関すること。
 - 二 職場環境の維持管理に関すること。
 - 三 作業の管理に関すること。
 - 四 健康教育、健康相談その他教職員の健康保持増進を図るための措置に関すること。
 - 五 衛生教育に関すること。
 - 六 教職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。
 - 七 その他教職員の健康管理に関すること。
- 5 産業医は、前項各号に掲げる事項について、学長又は総括安全衛生管理責任者に対し

報告し、又は衛生管理者及び安全衛生推進者に対して必要な指導助言をすることができる。

(作業主任者)

第13条 学長は、安衛法第14条の規定により、同条に規定する作業の区分に応じて、作業主任者を置く。

2 学長は、前項に掲げる作業以外の作業について特に必要があると認める場合には、必要な知識、経験又は技能を有する教職員のうちから作業主任者を置き、当該作業に従事する教職員の指揮等を行わせる。

(安全衛生教育)

第14条 学長は、教職員を採用した場合、教職員の従事する業務の内容を変更した場合等において、教職員の健康の保持増進又は安全の確保のために必要があると認めるときは、当該教職員に対し、健康又は安全に関する必要な教育を行わなければならない。

2 教職員は、本学が行う安全、衛生に関する教育、訓練を受けなければならない。

(安全衛生委員会)

第15条 本学に、安全衛生委員会（以下この条において「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、本学における安全と健康の確保に関する重要事項について調査審議し、これらの事項に関して学長に対し意見を述べることができる。

3 委員会の組織及び審議事項その他必要な事項は、学長が別に定める。

第3章 健康管理

(勤務環境等について講ずべき措置)

第16条 学長は、教職員を就業させる建設物その他の就業場所について、通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難、清潔及び伝染病疾患のまん延の予防のために必要な措置その他教職員の健康、風紀及び生命の保持のため必要な措置を講じなければならない。

(化学物質等の調査等)

第16条の2 学長は、安衛法及びその他の関係法令に基づき、次の各号に掲げる化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で、これらの物の有害性または危険性等を調査しなければならない。

一 労働安全衛生法施行令（昭和47年8月19日政令第318号。以下「安衛令」という。）別表第3第1号に掲げる特定化学物質

二 前号に掲げる物を含有する製剤その他の物（安衛令別表第3第一号8に掲げる物を除く。）

三 安衛令別表第9に掲げる危険物及び有害物

四 前号に掲げる物を含有する製剤その他の物

- 2 学長は、前項の調査の結果に基づき、安衛法及びその他の関係法令の規定による措置を講ずるほか、これらの物による教職員の健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(有害な業務に係る措置)

第17条 学長は、安衛法第22条の規定による健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 2 学長は、安衛法第65条の規定する就業場所について、定期的に勤務環境を検査し、及びその結果について記録を作成しておかななければならない。

- 3 学長は、前項の規定に基づき作成された記録書を、作成の日から起算して3年間保存しなければならない。ただし、次の各号に掲げる記録書は、当該各号に定める期間保存しなければならない。

一 石綿を取り扱う業務にかかる記録書 40年間

二 特定化学物質障害予防規則（昭和47年9月30日労働省令第39号）第36条第3項に規定される化学物質を取り扱う業務にかかる記録書 30年間

三 粉じんを著しく発散する場所における業務にかかる記録書 7年間

- 4 学長は、教職員の健康障害を生ずるおそれのあるものの有無について随時調査し、教職員の健康障害を防止するため必要があると認めるときは、適切な措置をとるものとする。

(有害物質の使用等の制限)

第18条 学長は、安衛法第55条に規定する教職員に重度の健康障害を生ずる一定の物質は、製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用させてはならない。

ただし、試験研究を目的とする場合であらかじめ都道府県労働局長の許可を受けたときは、この限りでない。

- 2 学長は、安衛法第56条第1項に規定する教職員に重度の健康障害を生ずるおそれのある一定の物質を製造する場合は、あらかじめ、厚生労働大臣の許可を得なければならない。

(作業時間の制限等)

第19条 学長は、安衛法第65条の3及び第65条の4の規定により、高圧室内の作業、せん孔、タイプ等の打鍵作業及び身体に振動を与える機械器具を使用する作業等に従事する教職員の健康障害を防止するため、継続作業の制限等の措置を講じなければならない。

(中高年齢教職員等に対する配慮)

第20条 学長は、中高年齢教職員その他健康障害の防止上特に配慮を必要とする教職員

については、配置、業務の遂行方法等に関して心身の条件を十分考慮するよう努めなければならない。

(健康診断)

第21条 学長は、総括安全衛生管理責任者及び産業医と連絡調整の上、次に掲げる教職員の健康診断を行わなければならない。

- 一 定期に行う健康診断
- 二 有害な業務等に従事する者に対して行う健康診断
- 三 採用時に行う健康診断
- 四 新たに有害な業務等に従事する者に対して行う健康診断

2 学長は、前項の健康診断のほか、必要と認める場合には、臨時に教職員の健康診断を行うものとする。

3 教職員は、前2項の健康診断を受けなければならない。ただし、健康診断の実施時期前の近接した時期に当該健康診断の検査の項目の全部又は一部について医師（歯科医師を含む。以下同じ。）の検査を受けている場合において、その検査が規定に基づく健康診断における検査の基準に適合していると認めるときは、その検査をもって当該健康診断における検査に代えることができる。

(心理的な負担の程度を把握するための検査等)

第21条の2 学長は、衛生管理者及び産業医と連絡調整の上、教職員に対し、心理的な負担の程度を把握するための検査を受ける機会を与えなければならない。

2 前項の検査の項目その他同項の検査に関し必要な事項は、国立大学法人奈良教育大学ストレスチェック制度実施規則（平成28年奈良教育大学規則第10号。以下「実施規則」という。）で定める。

3 学長は、第1項に規定する検査を受けた教職員に対し、実施規則で定めるところにより、当該検査の実施者（以下、「実施者」という。）から当該検査の結果が通知されるようにしなければならない。この場合において、学長は、あらかじめ当該結果の通知を受けた教職員の同意を得ないで、実施者から当該教職員の検査の結果の提供を受けてはならない。

4 学長は、前項の規定による通知を受けた教職員であって、心理的な負担の程度が教職員の健康の保持を考慮して実施規則で定める要件に該当する者から面接指導を受けることを希望する旨の申し出があった場合には、当該教職員に対し、実施規則で定めるところにより、面接指導を行わなければならない。この場合において、学長は、教職員が当該申出をしたことを理由として、当該教職員に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

(指導区分の決定等)

第22条 学長は、健康診断又は面接指導を行った医師が健康に異常又は異常を生ずるお

それがある教職員について、医師の意見書及びその教職員の職務内容、勤務の強度等に関する資料を産業医に提示し、別表第2の指導区分欄に掲げる区分に応じて指導区分の決定を受けるものとする。

- 2 学長は、前項の教職員の医療に当たった医師が指導区分の変更について意見を申し出た場合等には、所要の資料を産業医に提示し、当該教職員の指導区分の変更を受けるものとする。

(事後措置)

第23条 学長は、前条の指導区分に基づき、健康に異常又は異常を生ずるおそれがある教職員について必要と認められる事後措置をとらなければならない。

- 2 学長は、事後措置を行うに当たり、伝染病疾患の患者又は伝染性疾患の病原体の保有者である教職員のうち、他の教職員に感染のおそれが高いと認められる教職員についてやむを得ないと認める場合には、業務に就くことを禁止することができる。

- 3 前項の規定による就業の禁止は、学長が文書を交付して行わなければならない。

(脳血管疾患及び心臓疾患の予防のための保健指導)

第24条 学長は、健康診断において、脳血管疾患及び心臓疾患の発生にかかわる身体の状態に関する検査であって学長が定めるものを受けた教職員が当該検査のいずれの項目にも異常の所見があると判断された場合には、学長が定めるところにより、当該教職員に対し、医師の面接による保健指導を行うものとする。

(健康診断の結果の通知)

第25条 学長は、健康診断を受けた教職員に対し、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

(健康管理の記録)

第26条 学長は、健康診断又は面接指導の結果（第21条の2第1項の検査の結果にあつては、同条第3項の同意を得て提供を受けたものに限る。）、指導区分及び事後措置の内容その他健康管理上必要と認められる事項についての記録を教職員ごとに作成し、これを教職員の健康管理に関する指導のために活用しなければならない。

- 2 学長は、教職員が離職した場合、前項の記録を退職後5年間保管しなければならない。ただし、次の各号に掲げる業務に従事したことのある教職員に係る記録については、当該教職員の離職した日から起算して当該各号に定める期間保存するものとする。

- 一 第17条第3項第一号に掲げる業務 40年
- 二 第17条第3項第二号に定める業務 30年
- 三 第17条第3項第三号に定める業務 7年
- 四 放射線に被ばくする恐れのある業務 30年

第4章 安全管理

(危険を防止するための措置)

第27条 学長は、安衛法第20条に規定する危険を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 学長は、安衛法第21条に規定する作業方法から生ずる危険を防止するために必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定により学長が講ずべき措置は、関係法令及びこの規則に定めるところにより行うものとする。

(緊急事態に対する措置)

第28条 学長は、安衛法第25条の規定により、教職員に対する災害発生の危険が急迫したときは、当該危険に係る場所、教職員の業務の性質等を考慮して、業務の中断、教職員の退避、消火作業、危険場所への立入禁止等の適切な措置を講じなければならない。

2 学長は、前項の措置を的確かつ円滑に講ずることができるようにするため、避難設備、避難用具、救急用具等の整備及び防火、避難、救急訓練等を毎年1回以上定期的に行わなければならない。

3 教職員は、火災その他非常災害の発生を発見し、又はその発生のおそれがあることを知ったときは、緊急の措置を取るとともに直ちに学長その他関係者に連絡して、その指示に従い、被害を最小限に食い止めるように努力しなければならない。

(防災管理対策)

第29条 学長は、この規則及び国立大学法人奈良教育大学防災規則（平成16年奈良教育大学規則第132号）に定めるところにより、防災管理について十分な措置を行うものとする。

(使用等の制限)

第30条 学長は、安衛法第40条第1項に規定する特定機械等については、同条に規定する規格又は安全装置を具備しなければ、教職員に使用させてはならない。

2 学長は、安衛法第42条に規定する特定機械等以外の機械については、同条に規定する規格又は安全装置を具備しなければ、教職員に使用させてはならない。

(設備等の届出)

第31条 学長は、一定の設備等を設置し、変更し、若しくは廃止等したときは、当該設備等に関する事項を所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。

(設備等の検査)

第32条 学長は、安衛法第38条他の規定により、一定の設備等については、設置検査、変更検査、性能検査及び定期検査等を行わなければならない。

2 学長は、前項の検査を行ったときは、その結果について記録を作成し、これを保存しなければならない。

(災害等の報告)

第33条 安全管理責任者は、教職員の勤務する場所において次の各号に掲げる災害又は事故が発生したときは、その都度、その発生の場所、日時、被害の程度等を速やかに学長に通報し、かつ、災害等の発生の日から10日以内に別紙様式2により、学長に報告しなければならない。

- 一 教職員が死亡することとなった災害
- 二 教職員が同一原因で3人以上負傷し、窒息し、又は急性中毒にかかることとなった災害
- 三 教職員が1日以上休業することとなった災害
- 四 火災、ボイラーの破裂等の事故で重大なもの

(教職員の放射線障害の防止管理)

第34条 学長は、この規則及び国立大学法人奈良教育大学放射線障害予防規則に定めるところにより、教職員の放射線障害の防止管理について十分な措置を行うものとする。

第5章 女性教職員の健康と福祉

(就業制限等)

第35条 学長は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第64条の3第1項の規定により、妊娠中の女性教職員及び産後1年を経過しない女性教職員（以下「妊産婦である女性教職員」という。）を女性労働基準規則（昭和61年労令第3号。以下「女性則」という。）第2条に規定する危険有害業務につかせてはならない。

2 学長は、労基法第64条の3第2項の規程により、妊産婦である女性教職員以外の女性教職員を女性則第3条に規定する危険有害業務につかせてはならない。

第36条 学長は、労基法第68条の規定により、生理日の就業が著しく困難な女性教職員が休暇を請求した場合には、その者を生理日に勤務させてはならない。

2 学長は、次の各号に掲げる生理に有害な業務に従事する教職員（前項の教職員を除く。）が休暇を請求した場合には、その者を生理日にこれらの業務につかせてはならない。ただし、特別な措置を講じた場合はこの限りでない。

- 一 勤務時間の大部分にわたって立ち作業又は下肢作業を必要とする業務
- 二 著しい精神的又は神経的緊張を必要とする業務
- 三 任意に作業を中断することができない業務
- 四 運搬、けん引、持ち上げ等相当の筋肉労働を必要とする業務
- 五 身体の動揺、振動又は衝撃を伴う業務

六 その他生理に有害な業務

第37条 学長は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号。以下「均等法」という。）第23条の規定により、妊産婦である女性教職員が職務の軽減を請求した場合には、その者の業務を軽減し、又は他の軽易な業務につかせなければならない。

2 学長は、労基法第65条第1項の規定により、6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定の女性教職員が休暇を請求した場合には、その者を勤務させてはならない。

3 学長は、労基法第65条第2項の規定により、産後8週間を経過しない女性教職員を勤務させてはならない。ただし、産後6週間を経過した女性教職員が職務の復帰を請求した場合において医師が支障がないと認めた業務につかせることはさしつかえない。

第38条 学長は、均等法第22条の規定により、妊産婦である女性教職員が健康診査又は保健指導のため、休暇を請求した場合は、別表第3の範囲により勤務しないことを承認しなければならない。

2 学長は、均等法第23条の規定により、妊娠中の女性教職員が休暇を請求した場合において、その者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは、当該教職員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間、勤務しないことを承認することができる。

3 学長は、均等法第23条の規定により、妊娠中の女性教職員が通勤混雑のため、休暇を請求した場合において、その者が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは、正規の勤務時間の始め又は終わりにつき、1日を通じて1時間を超えない範囲内で、それぞれ必要とされる時間、勤務しないことを承認しなければならない。

第39条 学長は、労基法第67条の規定により、生後1年に達しない子を育てる女性教職員が生児を育てるための休暇を請求した場合には、正規の勤務時間中にその子を育てるために授乳等を行うに必要な育児時間として1日2回それぞれ30分以内その者を勤務させてはならない。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第69号）

この規則は、平成18年6月22日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成23年規則第22号）

この規則は、平成23年3月24日から施行する。

附 則（平成24年規則第17号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第 9号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第39号）

この規則は、平成27年7月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年規則第 8号）

この規則は、平成28年2月26日から施行する。

附 則（平成29年規則第11号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別紙様式 1

国立大学法人奈良教育大学通知書

(氏 名)	(現職名)
(内 容) <p style="text-align: center;">衛生管理者を命・免ずる</p>	
<p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">国立大学法人奈良教育大学長</p>	

別紙様式 2

災 害 報 告 書

氏 名 (俸給表・級)	性別	年齢	災害発生の 日 時	傷害の部位 及び傷病名	休業 日数	作業の概況及び 災害発生の原因
		歳	年月日時		日	

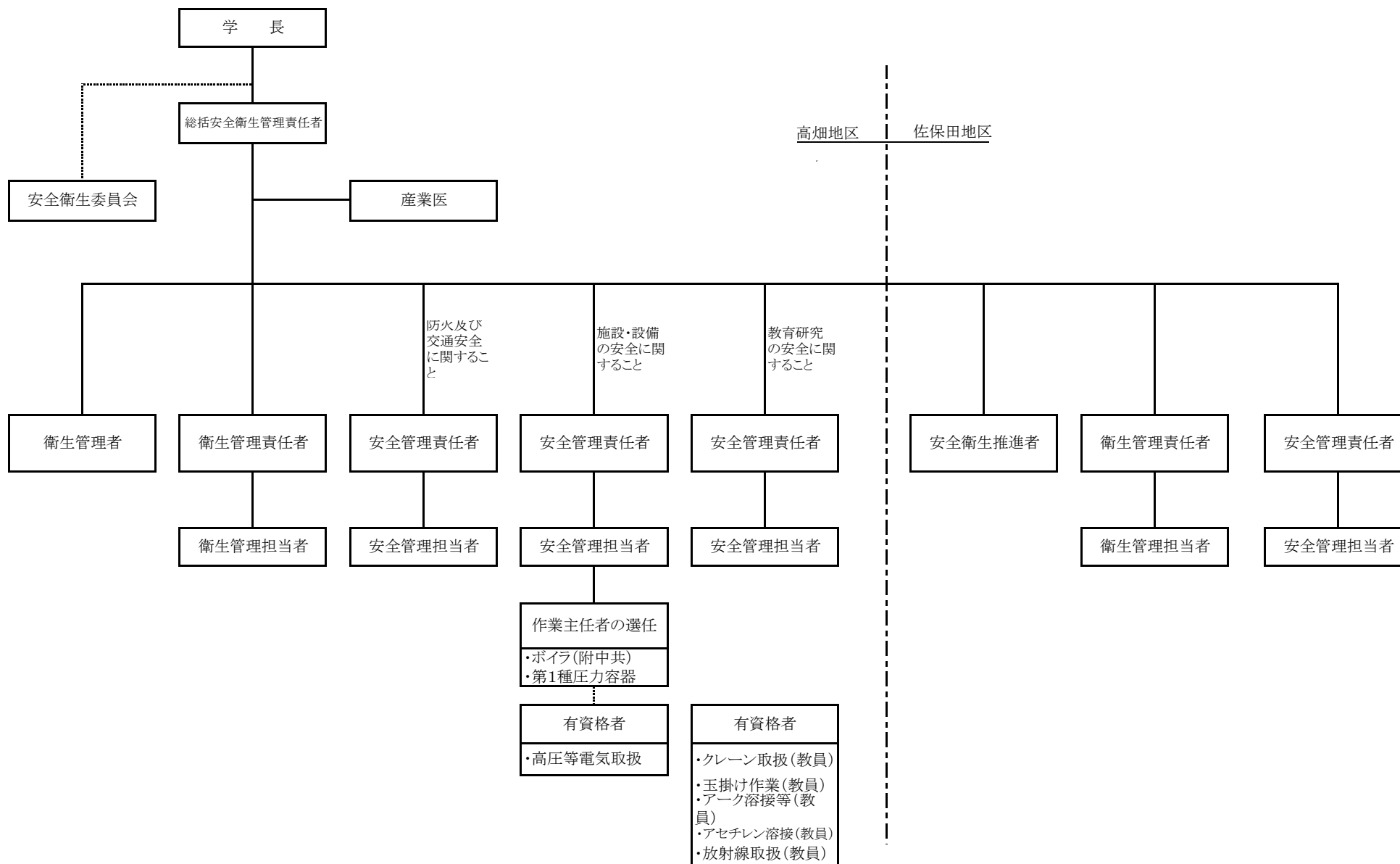
平成 年 月 日作成

記 入 者 所属・氏名 _____

安全管理責任者 職名・氏名 _____

印

別図 安全衛生管理体制



別表第1-1 安全管理責任者及び安全管理担当者

組織区分	安全管理責任者	安全管理担当者
事務局	財務課長	財務課係長(総務・決算担当)
		財務課係長(契約担当)
	施設課長	施設課係長(設備担当)
図書館(教育資料館)	教育研究支援課長	教育研究支援課係長(情報サービス担
保健センター	センター長	学生支援課係長(厚生担当)
次世代教員養成センター	教育研究支援課長	教育研究支援課係長(業務担当)
		教育研究支援課係長(情報管理担当)
自然環境教育センター	センター長	財務課係長(総務・決算担当)
教育学部、教職大学院	副学長(企画担当)	各教員
附属小学校	校長	副校長
附属中学校	校長	副校長
附属幼稚園	園長	副園長

備考

- 1) 事務局の安全管理責任者のうち財務課長は、防火及び交通安全に関する事項の安全管理を行う。
- 2) 事務局の安全管理責任者のうち施設課長は、施設・設備の安全に関する事項の安全管理を行う。

別表第1-2 衛生管理責任者及び衛生管理担当者

組織区分	衛生管理責任者	衛生管理担当者
大学	総務課長	総務課係長(人事・福祉担当)
附属小学校	附属小学校長	附属小学校副校長
附属中学校	附属中学校長	附属中学校副校長
附属幼稚園	附属幼稚園長	附属幼稚園副園長

別表第2（第22条関係）

指 導 区 分		事 後 措 置 の 基 準	
区 分	内 容		
生活規正の面	A	勤務を休む必要のあるもの	休暇（日単位のものに限る。）又は休職の方法により、療養のため必要な期間勤務させない。
	B	勤務に制限を加える必要のあるもの	勤務の変更、勤務場所の変更、休暇（日単位のものを除く。）等の方法により勤務を軽減し、かつ、深夜勤務（午後10時から翌日の午前5時までの間における勤務をいう。以下同じ。）、時間外勤務（正規の勤務時間以外の勤務で、深夜勤務以外のものをいう。以下同じ。）及び出張をさせない。
	C	勤務をほぼ平常に行ってよいもの	深夜勤務、時間外勤務及び出張を制限する。
	D	平常の生活でよいもの	
医療の面	1	医師による直接の医療行為を必要とするもの	医療機関のあっせん等により適正な治療を受けさせるようにする。
	2	定期的に医師の観察指導を必要とするもの	経過観察をするための検査及び発病・再発防止のため必要な指導等を行う。
	3	医師による直接又は間接の医療行為を必要としないもの	

別表第3（第38条関係）

妊娠中又は出産後1年以内の女性職員の勤務制限		
期 間	勤務しないことを承認できる時間等	備 考
妊娠満23週まで	4週間に1回（1回につき1日の正規の勤務時間の範囲内で必要と認められる時間。以下同じ。）	医師等の特別の指示があつた場合には、いずれの期間についてもその指示された回数とする。
妊娠満24週から満35週まで	2週間に1回	
妊娠満36週から出産まで	1週間に1回	
産後1年まで	その間に1回	